

平成 27 年 3 月議会
第 2 委員会 報告資料

ページ

- 国民健康保険法施行令等改正に伴う
福岡市国民健康保険条例の一部改正について . . . 1

保 健 福 祉 局

国民健康保険法施行令等改正に伴う福岡市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令が平成27年3月上旬以降に改正される予定であり、施行日が同年4月1日となることから、施行令が改正された場合、福岡市国民健康保険条例を改正する必要がある。

1 改正内容

(1) 一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定について

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定において、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業については、平成26年度までの特例措置であったことから条例附則で規定しているところであるが、27年度から恒久化されることに伴い、国民健康保険法施行令の改正が予定されている。これに伴い、当該事業を基礎賦課総額に含めることについて条例本則で定めるとともに、附則を削除する改正を行うもの。

また、引用条文の項ずれが生じたため改正を行うもの。

(2) 国民健康保険料の賦課限度額の引上げ

保険料の賦課限度額について、基礎賦課額（医療給付費分）を現行51万円から52万円に、後期高齢者支援金等分を現行16万円から17万円に、介護納付金分を現行14万円から16万円に引上げとする国民健康保険法施行令の改正が予定されている。これに伴い、中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、賦課限度額をそれぞれ国の定める上限と同額に改正するもの。

【 賦課限度額 】

(単位：円)

	27年度(案)	26年度	増減
医療給付費分	520,000	510,000	10,000
後期高齢者支援金等分	170,000	160,000	10,000
介護納付金分	160,000	140,000	20,000
合計	850,000	810,000	40,000

※いずれの年度も国の定める上限額と同額

2 施行期日及び適用区分

(施行期日) 平成27年4月1日

(適用区分) この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。